2023年度第２回京私教協教員免許事務勉強会補足資料（『教職課程事務入門１』第７章・８章）

2023/8/16作成（2023/9/3修正:4頁の和暦の誤り、9/4修正:9・10頁の和暦の誤りを修正）

■７８頁

|  |
| --- |
| （授与）  第5条　普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。  一　18歳未満の者  二　高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。  三　成年被後見人又は被保佐人  三　**禁錮拘禁刑**以上の刑に処せられた者  四　第10条第1項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者  五　第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者  六　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |

○旧第三号は[成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律](https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html)（令和元年6月14日法律第37号）の施行により、2019（令和元）年6月14日から削除されました。

○現第三号は[刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律](https://www.moj.go.jp/houan1/keiji14_00022.html)の公布の日〈2022（令和4）年6月17日〉から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。本資料作成時〈8月16日〉においては未施行です。

■７９頁

（３）単位を修得した者

　別表第1により小中学校の普通免許状を取得する場合は、別表第1に定める単位に加えて介護等体験を行った者を、別表第1における単位を修得した者と解すことになっています。

介護等体験は7日間以上の体験をした証明書が求められているだけで、授業科目として単位化が求められているわけではありませんのでこのようなややこしい取扱いになります。

■８０頁

▼介護等体験特例法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （[教育職員免許法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=)の特例）  第2条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての[教育職員免許法第5条第1項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40%91%e6%8c%dc%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)の規定の適用については、当分の間、[同項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%93%af%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)中「修得した者」とあるのは、「修得した者（18歳に達した後、7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。  ▼委任 | | |
|  | ○「7日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間」＝介護等体験特例法施行規則第1条  （介護等の体験の期間）  第1条　小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第2条第1項の文部科学省令で定める期間は、7日間とする。  ★平成9年11月26日文教教第230号文部事務次官通達  3　留意事項  （1）介護等の体験の内容等について  ③　介護等の体験の期間については、7日間を超えて介護等の体験を行っても差し支えないこと。また、7日間の内訳については、社会福祉施設等5日間、特殊教育諸学校2日間とすることが望ましいこと。  上記3留意事項（1）は[令和3年4月13日通知](https://www.mext.go.jp/content/20210413-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf)をもって廃止され、次のとおりの運用となった。  ③…7日間の内訳については、施行通達において社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間が望ましいとされていたが、日数の内訳を柔軟に設定して差し支えないこと。なお、その場合においても特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいこと。  ○「社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの」＝介護等体験特例法施行規則第2条  （介護等の体験を行う施設）  第2条　特例法第2条第1項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。  〈省略〉 |  |
| 2　前項の規定により読み替えられた[教育職員免許法第5条第1項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%8f%ba%93%f1%8e%6c%96%40%88%ea%8e%6c%8e%b5&REF_NAME=%8b%b3%88%e7%90%45%88%f5%96%c6%8b%96%96%40%91%e6%8c%dc%8f%f0%91%e6%88%ea%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000000500000000001000000000000000000)の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。  ▼委任 | | |
|  | 「文部科学省令」＝介護等体験特例法施行規則第4条  （介護等の体験に関する証明書）  第4条　小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第5条の2第1項に規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。 |  |
| 3　介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。  ▼委任 | | |
|  | 「文部科学省令」＝介護等体験特例法施行規則第3条  （介護等の体験を免除する者）  第3条　特例法第2条第3項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の一に該当する者とする。  一　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第7条の規定により保健師の免許を受けている者  二　保健師助産師看護師法第7条の規定により助産師の免許を受けている者  三　保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者  四　保健師助産師看護師法第8条の規定により准看護師の免許を受けている者  五　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者  六　理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条の規定により理学療法士の免許を受けている者  七　理学療法士及び作業療法士法第3条の規定により作業療法士の免許を受けている者  八　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条の規定により社会福祉士の資格を有する者  九　社会福祉士及び介護福祉士法第39条の規定により介護福祉士の資格を有する者  十　義肢装具士法（昭和62年法律第61号）第3条の規定により義肢装具士の免許を受けている者  2　特例法第2条第3項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち、同法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から6級である者として記載されている者とする。  「文部科学省令」＝改正介護等体験特例法施行規則附則第2項  2　令和2年度から令和5年度までの間に介護等の体験を予定していた者に対する小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与については、第3条第1項中「該当する者」とあるのは、「該当する者及びこれに準ずる者として文部科学大臣が定める者」とする。  「文部科学大臣が定める者」＝令和2年8月11日文部科学大臣決定（[令和5年2月28日付け通知・別添2が最終改正版](https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_kyoikujinzai02-000008775-02.pdf)） |  |
|  | | |

■８１頁

介護等体験は、一般的に社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間の合計7日間で実施されますが、これは平成9年の通達中で社会福祉施設等5日間、特別支援学校2日間の合計7日間の実施が望ましいとして示されたことによります。

令和3年通知により、平成9年通達で示された日数の明示は廃止されたものの、特別支援学校における介護等体験については必ず行うようにすることが望ましいとされました。

しかし、介護等体験特例法施行規則上は7日間と規定されているだけですので、7日間すべての体験を社会福祉施設等で実施したり、または逆に特別支援学校のみで実施したとしても法令上の問題はありません。

（４）免許状授与の欠格事由

続いて、第1項で6つ規定されている免許状授与の欠格事由（法律において要求されている資格を欠くことを「欠格事由」といいます。）のうち、刑罰関係の欠格事由についての説明です。以前は、成年後見人や被保佐人も欠格事由とされていましたが、令和元（2019）年6月14日の改正（公布・即日施行）により、欠格事由から除外されました。

また、これまで禁錮という刑罰がありましたが、令和4（2022）年6月17日の刑法の一部改正により、禁錮刑と懲役刑が拘禁刑となりましたので、それに伴い、第1項第3号の文言が拘禁刑となりました。この改正刑法の施行ですが、令和4（2022）年6月17日の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。本資料作成時（8月16日）においてはまだ施行されていません。

この改正により刑罰の種類は死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料（以上が主刑）、没収（付加刑）となり、免許法で定める拘禁刑以上の刑罰は死刑と拘禁刑となります。

▼刑法

|  |
| --- |
| （死刑）  第11条　死刑は、刑事施設内において、絞首して執行する。  2　死刑の言渡しを受けた者は、その執行に至るまで刑事施設に拘置する。  （拘禁刑）  第12条　拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、1月以上20年以下とする。  2　拘禁刑は、刑事施設に拘置する。  3　拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。  （有期拘禁刑の加減の限度）  第14条　死刑又は無期拘禁刑を減軽して有期拘禁刑とする場合においては、その長期を30年とする。  2　有期拘禁刑を加重する場合においては30年にまで上げることができ、これを減軽する場合においては1月未満に下げることができる。  （罰金）  第15条　罰金は、1万円以上とする。ただし、これを減軽する場合においては、１万円未満に下げることができる。  （拘留）  第16条　拘留は、１日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する。  2　拘留に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。 |

■８４頁

（５）免許状授与を行う対象

教員免許更新制廃止に伴い削除

■８５頁

▼免許法第5条第7項　→　第2項廃止により第6項に繰上。

▼[教育職員免許に関する規則](https://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/a300RG00000823.html)（昭和49年3月20日京都府教育委員会規則第2号）

|  |
| --- |
| （大学卒業者等の免許状申請書類）  第23条　免許法別表第1、第1又は第2の2の規定により、免許状の授与を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。  （1）教育職員免許状授与申請書（別記第1号様式。以下同じ。）  （2）学力に関する証明書（免許法施行規則別記第2の1号様式）  （3）前号の証明書で証明できない基礎資格を有する場合は、当該基礎資格を証明する書類  2　次の各号に掲げる者は、前項に掲げる書類のほか、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。  （1）免許法特例法第2条第1項の規定の適用を受ける者　免許法特例法施行規則第4条に規定する介護等の体験に関する証明書  （2）免許法特例法第2条第3項の規定の適用を受ける者　免許法特例法施行規則第3条に規定する者に該当することを証明する書類  ≪第3項省略≫  （申請期間）  第4842条　免許状の授与及び検定の申請については、4月16日から1月31日までの期間に行うものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該期間外でも申請できるものとする。  （1）授与及び検定に必要な学位、修士等の基礎資格及び単位等を得た大学、短期大学等の長を経由して授与を申請する場合  （2）就職、進学等の手続きに必要な場合  （3）その他教育長が特に必要と認める場合 |

■８６頁

上から3行目・5行目：第48条　→　第42条

▼別表第1（第5条、第5条の2関係）備考

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 備考  一　この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第２から別表第８までの場合においても同様とする。）。  ▼委任 | | |
|  | 「文部科学省令」＝本法施行規則第1条－7条（主な部分のみ）  第1条：単位の修得方法等  第1条の2：単位の計算方法 |  |
| 第1条の3：基礎資格を取得する場合の単位の修得方法  第2条：幼稚園教諭の科目の単位の修得方法 |
| 第3条：小学校教諭の科目の単位の修得方法  第4条：中学校教諭の科目の単位の修得方法 |
| 第5条：高等学校教諭の科目の修得方法 |
| 第7条：特別支援教育に関する科目の単位の修得方法 |
|  |  |  |

■８７頁

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 四　この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。  ▼委任 | | |
|  | 「文部科学省令で定める科目の単位」＝本法施行規則第66条の6  第66条の6　免許法別表第1備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位とする。 |  |
| 五　第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第2及び別表第2の2の場合においても同様とする。）。  イ　文部科学大臣が第16条の3第43項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの  ▼委任 | | |
|  | 「第16条の3第43項の政令で定める審議会等」＝教育職員免許法施行令  同令に規定されている審議会とは中央教育審議会である。 |  |

■８９頁

（３）備考第四号

１）科目構成と条文の変遷

　免許法施行規則第66条の６に定める科目です。詳細は第２巻で解説するので、ここでは簡単に触れておきます。もともとは昭和63（1988）年改正法により登場した科目分類で、創設当時は66条の3であったのが、条文の追加により66条の4、66条の5、66条の6となりました。昭和63（1988）年改正法では「体育」「日本国憲法」の2科目だけでしたが、平成10（1998）年改正法で新たに「情報機器の操作」「外国語コミュニケーション」の2科目が加わり、現在は4科目となっています。

　令和3年の改正により、「情報機器の操作」について、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」2単位または「情報機器の操作」2単位のいずれかを選択できるようになりました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 小・中・高・養護・栄養（一種・二種） | 旧々法 | 旧法、新法 |
| 適用年度 | 1990～1998/1999 | 1999/2000～ |
| 条文番号 | 66条の3、66条の4 | 66条の5、66条の6 |
| 日本国憲法 | ○ | ○ |
| 体育 | ○ | ○ |
| 外国語コミュニケーション |  | ○ |
| 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作 |  | ○ |

・1991年7月1日から66条の4に条文番号繰り下げ。修得項目に変更なし。

・1998年7月1日から66条の4から66条の5に条文番号繰り下げ。修得項目追加。

・2002年7月1日から66条の5から66条の6に条文番号繰り下げ。修得項目に変更なし。

・2022年4月1日から「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」の選択可となる。

■９１頁

ウ）数理、データ活用及び人工知能に関する科目については認定プログラムの認定を受けた後に修得した単位のみ使用可能

　この科目についてはこれまで説明してきた内容とは異なり、例外的扱いになります。修得時期を確認して証明可能の可否を判断しなければなりません。

○[教育職員免許法施行規則及び課程認定基準等の改正に関する質問回答集](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/PDF.pdf)（令和3年11月2日）（No.37）

|  |
| --- |
| Q　本学は「数理・データサイエンス・AI教育プログラム」に対応した科目を第66条の6に定める科目として、昨年度3月に提出済みです。この科目について今年度は第66条の6の科目として認められるか。  A　昨年度の3月に変更届を提出されているのであれば、認定プログラムの認定前の提出となること、また施行規則の改正前であるため、その時点での科目の位置付けは「情報機器の操作」になります。現時点では認定プログラムの認定を受けているものと推察しますので、その場合は令和4年3月末までに施行規則第66条の6の「数理科目」として変更届を提出していただければ、それ以降は当該科目として扱うことができます。 |

■９７頁

（４）別表第１の考え方に基づく科目等履修生の適用カリキュラムの考え方

科目等履修生は入学という取り扱いにはならないため、便宜上、正規学生のどこかの入学年度のカリキュラムを適用し、履修することになります。

▼参考）[文部科学省への質問と回答（教職実践演習・制度全般）平成22年6月16日現在](https://kyoumujissenn.com/menkyo/wp/wp-content/uploads/2022/04/7bf2a29ac995ee15cb724fd096dcdbf6.pdf)　No.15

|  |
| --- |
| Q　科目等履修生については、科目等履修開始日（入学年月日）にかかわらず（平成22年3月以前の入学であろうが）、平成25年3月までに総合演習を修得していれば、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。  　たとえば、平成22年4月に科目等履修を開始（入学）し、総合演習は、平成25年3月に修得。引き続き平成26年4月以降も他科目を科目履修し、免許状の取得を目指すといった場合も、附則3条の適用により、教職実践演習の修得を要しないと解してよいのですか。  A　貴見のとおりです。なお、科目等履修生については、法令上「入学」ではありません。 |

2019（令和元）年度以降入学生の場合、入学年度のカリキュラムを適用し、不足単位を修得すればよいのですが、2019（令和元）年度入学生が2027（令和9）年度になって不足単位を修得する場合（2027年度も現行法が適用される前提）、卒業後のカリキュラム改革の関係で休講・廃止科目が行われていることがあるため、適用カリキュラムにあたっては慎重に対応する必要があります。しかし、一般的包括的内容を含む科目がそのまま開講されていれば入学年度のカリキュラムを適用してもかまいません。

例えば2022（令和4）年度以前と2023（令和5）年度以降でカリキュラムが変わる場合、2022（令和4）年度以前入学生がこれから科目等履修を開始する場合は、今後、休講・廃止科目が発生することから2023（令和5）年度以降のカリキュラムを適用すべきではないかと考えます。

これまでの修得状況を勘案し、例えば「英語」の場合、「英語」の科目区分4科目区分のうち、例えば「英語学」は2022（令和4）年度以前カリキュラムで「英語文学」は2023（令和5）年度以降カリキュラムの科目を履修させるということは法令上問題ありませんが、履修指導が複雑になるので避けた方が望ましいでしょう。

★具体例）国語の事例

中一国語（2019～2022年度入学生）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目区分 | 履修要件 | 科目名 | 単位数 |
| 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 必修 | 日本語学概論 | 4 |
| 選択 | 日本語史 | 4 |
| 国文学（国文学史を含む。） | 必修 | 日本文学概論 | 4 |
| 日本文学史 | 4 |

中一国語（2023年度以降入学生）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 科目区分 | 履修要件 | 科目名 | 単位数 |
| 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） | 必修 | 日本語学概論 | 4 |
| 国文学（国文学史を含む。） | 必修 | 日本文学概論 | 4 |
| 日本文学史（古典） | 4 |
| 日本文学史（近代） | 4 |

（ここでいう必修という意味は、2科目又は3科目修得してはじめて当該科目区分の一般的包括的内容を満たすという意味で使っています。）

2019～2022年度と2023（令和5）年度以降のカリキュラムにおいて決定的に異なるのが科目区分「国文学（国文学史を含む。）」の一般的包括的内容を含む科目の設定です。

2019～2022年度カリキュラムで2科目修得していれば、この科目区分において一般的包括的内容を含んで修得していることになるので、改めて2023（令和5）年度以降カリキュラムの必修科目を取り直す必要はありません。

もし、2科目必修とされているこの科目区分において「日本文学概論」を修得済で「日本文学史」が未修得の場合は「日本文学史」が廃止され、開講されていなければ、2023（令和5）年度以降のカリキュラムで「日本文学史（古典）」「日本文学史（近代）」を修得しなければなりません。

逆に「日本文学概論」が未修得の場合、「日本文学概論」を修得することでこの科目区分の必修要件を充たします。

★具体例）[2023年度入学生用龍谷大学文学部・大学院文学研究科・大学院実践真宗学研究科の履修要項](https://monkey.fks.ryukoku.ac.jp/~kyoga/rishu/kyoshoku/kyoshoku2023_let.pdf)（5頁）

|  |
| --- |
| 本学文学部出身の大学院生、本学文学部出身の科目等履修生が一種免許状を取得する場合は、原則として学部の入学年度のカリキュラムで履修することとなります。 |

以　上